

兵庫すまいづくりクラブ 規約

(目的)

第1条

本団体は、各法令等を遵守し、事故抑制に資する品質の高い住宅の供給を図ることで、兵庫の安心のすまいづくり並びに会員住宅事業者等（以下「会員」という）の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条

本団体の名称を「兵庫すまいづくりクラブ」（以下「本団体」という）と称す。

(事務局)

第3条

本団体は神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号（日本生命三宮駅前ビル7階）公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「当センター」という）内に事務局を設置する。

(品質管理基準の設置及び適合性の確認並びに検査員の指名)

第4条

- 一 本団体は、品質管理基準を定め、会員への周知と適合性の確認を行う事とする。
品質管理基準は、「関西すまいづくり協議会が定める品質管理基準」及び「住宅保証機構株式会社が定める設計施工基準」を使用する。
- 二 品質管理基準の適合性の確認のため、会員は当センターにおいて住宅瑕疵担保責任保険（以下「瑕疵保険」という）の申込をする場合、本団体の指定する書類を提出することとする。
- 三 当センターは、前項の申込において工法または施工状況等により会員に対して瑕疵保険の現場検査員を指名することができる。

(会員の資格)

第5条

- 一 会員は、本団体規約の目的に賛同する住宅事業者とし、入会にあたっては本団体の承認を必要とする。
- 二 会員は、建設業法及び宅地建物取引業法において定められた許可・免許の欠格要件に該当しない事業者であることとする。
- 三 会員は、本団体に入会しようとする時点で当センターに瑕疵保険申込実績があり、かつ兵庫県内に本社本店がある住宅事業者等とする。
ただし、本社本店が兵庫県内にある場合で入会時から3ヶ月以内に瑕疵保険の申込が見込まれる場合、本社本店が兵庫県外にある場合で当センターにおいて既に瑕疵保険の申込実績がある場合は、この限りではない。

(会員資格の喪失)

第6条

会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 当センター及び本団体の名誉を著しく毀損したとき
- 二 本団体が消滅したとき
- 三 会員が廃業倒産等の事由により業務遂行不可能になったとき
- 四 当センターが業務受託している住宅瑕疵担保保険法人の事業者届出登録要件を喪失したとき
- 五 令和2年3月末日までに入会した本社本店が兵庫県外にある会員で入会日から1年以内に当センターで瑕疵保険申込の実績がなかったとき
- 六 第5条2項で定める欠格要件に該当することとなったとき
- 七 本団体が会員として不適切な者として判断したとき

(役員)

第7条

本団体に次の役員を置く。原則として、会長は、当センター理事長の職にあるものをあて、副会長は、当センター事務局長の職にあるものをあてる。

会 長	1名
副会長	1名

(会議)

第8条

本団体の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(事業報告)

第9条

本団体は、事業年度ごとに、次の事項を報告する。

- 一 規約の改廃
- 二 事業計画、事業報告
- 三 その他会長が必要と認める事項

(事業年度)

第10条

本団体の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(会費)

第11条

本団体の会費は無料とする。

(個人情報の取扱い)

第12条

個人情報の取扱いは、当センターが定める「個人情報の保護に関する規程」を適用する。

付則

この規約は、平成27年2月16日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。